

## ヤマハイイベント補償制度

主催者の指示があった場合、大会に参加するドライバー及びピットクルーは競技参加中のケガ等に対して下記の補償の対象となります。

1 死亡・後遺症傷害保証金 500 万円

大会参加中に傷害を被り、その直後の結果として、事故の日から 180 日以内に死亡した場合に支払われる。

また後遺傷害については、事故の日から 180 日以内に後遺傷害(身体に残された将来においても回復できない機能の重大な傷害または身体の一部欠損で、かつ、その原因となった傷害等がなおった後のもの)が生じたとき 500 万円にその程度に応じた場合を乗じた額が支払われる。

### 〈後遺傷害の一例〉

- 両目が失明したとき……………100%
- 両耳の聴力が全く失ったとき……………80%
- 1 腕または 1 脚を失ったとき……………60%
- 1 手の拇指を指間接以上で失ったとき……………20%
- 1 足の第 1 足指を趾間接以上で失ったとき……………10%

#### 1. 入院補償金・傷害手術補償金

大会参加中に傷害を被り、その直後の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ入院した場合に 1 日あたり 4,500 円が支払われる。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を限度とする。

また入院補償金が支払われる場合に、事故の日から 180 日以上に病院または診療所において、入院補償金を支払うべき傷害の治療を目的として手術を行った場合、入院補償金日額に手術の内容に応じた倍率を乗じた傷害手術補償金として支払われる、ただし、1 回の事故に基づく傷害について、1 回に手術に限る。

#### 2. 通院補償金

大会参加中に傷害を被り、その直後の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ通院した場合は 1 日あたり 3,000 円が支払われる。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日以内の 90 日を限度とする。

#### 3. 種補償金請求についての主な必要書類

1. 補償金請求書……………各補償金共通
2. 傷害状況報告書……………各補償金共通
3. 後遺傷害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書……………後遺傷害保証金、傷害手術保証金
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類……………入院・通院補償金
5. 死亡診断書及び戸籍謄本……………死亡補償金